

令和8年第1回広陵町議会定例会提出議案等の概要

1 日程

- ・招集
3月5日(木) 10時

- ・質問議会
3月10日(火) から12日(木) まで 10時

- ・常任委員会
3月16日(月) 10時・13時30分

- ・予算審査特別委員会
3月17日(火) 及び18日(水) 10時

- ・最終日
3月25日(水) 10時 最終日

2 概要

(1) 報告

2件

(2) 議案

22件

- ・内訳 人事案件 5件
 条例 6件
 補正予算 2件
 当初予算 7件
 一般議案 2件

3 議案の概要

(1) 報告第1号 令和7年度広陵町一般会計補正予算(第11号)の専決処分の報告について

衆議院の解散に伴う選挙の実施に係る補正予算の専決処分について報告するもの

- ・専決年月日 令和8年1月23日
- ・補正額 17,949千円(補正後 18,212,640千円)
- ・補正の内容 衆議院の解散に伴う選挙費

(2) 報告第2号 令和8年度広陵町土地開発公社事業計画及び予算の報告について
令和8年度における広陵町土地開発公社の事業計画及びその予算について報告するもの

(3) 議案第13号～第16号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員として推薦するため、議会の意見を求めるもの

- ・人数 4人（再任1人、新任3人）
- ・任期 3年（令和8年7月1日から令和11年6月30日まで）

(4) 議案第17号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
教育委員会の委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるもの

- ・人数 1人
- ・任期 4年（令和8年4月1日から令和12年3月31日まで）

(5) 議案第18号 広陵町自治基本条例の一部を改正することについて

ア 改正理由

広陵町自治基本条例推進会議において5年に一度見直しの必要性等の議論及び及びパブリックコメントの実施結果、必要な改正箇所は認められなかったものの、当該条例の施行後に改正が行われた法令等の内容が反映されていない条項が存在することが判明したため、当該条項について所要の改正を行うもの

イ 改正内容

個人情報保護に係る文言の整理

法改正に伴い、広陵町個人情報保護条例（平成17年3月広陵町条例第5号）が廃止されたことから、所要の文言整理を行うもの

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

(6) 議案第19号 広陵町情報公開条例の一部を改正することについて

ア 改正理由

本町では、広陵町自治基本条例（令和3年5月広陵町条例第1号）第4条に規定する「参画と協働の原則」、「情報共有の原則」等、六つの基本原則にのっとり、町民主体のまちづくりを進めているところ

当該条例の趣旨及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第1条の目的に鑑み、町が持つ情報をよりオープン化することで町民の参画と協働によるまちづくりの更なる推進を図るため、所要の改正を行うもの

イ 改正内容

(7) 「情報」の定義の見直し（「公文書」の範囲拡大）

決裁・供覧等の手続が終了していない意思形成過程であっても、組織として共有したものであれば情報公開の対象となるよう定義を見直すもの

（第2条関係）

(イ) 「請求権者等」の見直し（「請求権者等」の範囲拡大）

広陵町自治基本条例第2条第1号に掲げる「町民」に該当するものは全て情報公開請求が可能となるよう、「町の公益や発展のために活動するもの」を加えるもの

(ウ) 「不開示情報」の見直し（「意思形成過程情報」の開示対象化）

実施機関の内部、実施機関相互の間又は本町と国等との間における審議、協議、検討、調査、研究等に関する情報について、「意思形成過程情報」であることのみをもって不開示情報とはしないよう見直すもの

(エ) 出資法人等の保有する文書の開示に関する規定の見直し

町が出資その他財政的支出等を行っている法人（以下「出資法人等」という。）に対して、その保有する文書の開示に関し必要な措置を講ずるよう努力義務を課すもの

(オ) 指定管理者の保有する文書の開示に関する規定の整備

指定管理者に対して、自己が管理し、又は管理した公の施設に関する文書の開示に関し必要な措置を講ずるよう努力義務を課すもの

※ (エ)、(オ)については、実施機関が保有していないものについて開示請求があったときは、当該文書の提出を求めるものとする旨等を規定するもの

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

(7) 広議案第20号 広陵町国民健康保険税条例の一部を改正することについて

ア 改正理由

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、「子ども・子育て支援金制度」が令和8年度から創設されること、及び令和7年3月31日に公布された地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令によって国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことを受け、奈良県においては令和8年度から県内全ての市町村で統一的に課税限度額を引き上げることとされたことから、所要の改正を行うもの

イ 改正内容

(7) 子ども・子育て支援金制度の創設に伴う規定整備

「子ども・子育て支援金制度」の創設に伴い、子ども・子育て支援納付金の課税額、課税限度額、減額等について定めるもの

i) 課税額・課税限度額・賦課に関すること

- ・所得割額 0.31%
- ・均等割額 1,700円
- ・18歳以上被保険者均等割額 200円
- ・課税限度額 30,000円

ii) 減額に関すること

- ・均等割
低所得者、未就学児、産前産後について減額し、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもについては全額を減額するもの
- ・18歳以上被保険者均等割低所得者、産前産後について減額するもの

(イ) 国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ

国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を次のとおり引き上げるもの

	〈現行〉		〈改正後〉
・基礎課税額分	65万円	→	66万円
・後期高齢者支援金等分	24万円	→	26万円

(ウ) その他

第8条の3の新設に伴う所要の規定整備を行うもの

ウ 施行期日等

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(※適用区分に関する規定あり。)

(8) 議案第21号 広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

ア 改正理由

放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の設備及び運営については、国が定める基準を参酌し、当町においても平成26年に条例を制定し、事業を実施しているところ

今般の事業の利用者の増加に対応すべく、放課後児童支援員を引き続き確保するため、所要の改正を行うもの

イ 改正内容

放課後児童支援員の資格に関する経過措置の改正

放課後児童支援員の資格に関する経過措置について、当分の間、その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年を経過する日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定している者についても研修を修了した者に含むこととするよう改めるもの

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

(9) 議案第22号 広陵町介護保険条例の一部を改正することについて

ア 改正理由

介護保険の第1号被保険者の保険料（以下「第1号保険料」という。）の算定においては、市町村民税課税の有無や合計所得金額等を標準段階の所得基準として用いているところ

令和7年度税制改正において、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に引き上げる見直しが行われたことに伴い、一部の被保険者の段階の移動が生じ、令和6年度から令和8年度までを計画対象とする第9期介護保険事業計画中の保険料収入が減少する可能性があることから、当該影響を遮断することを目的として、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）が令和7年12月17日に公布され、令和8年4月1日から施行されることを受け、所要の改正を行うもの

イ 改正内容

(7) 第1号保険料に係る減免対象の追加

令和7年度の住民税非課税の者について、令和7年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和8年度も引き続き住民税非課税となるよう非課税の基準から控除の引上げ分の範囲の就労調整を行う場合について、当該者の令和8年度の第1号保険料を令和7年度の保険料段階まで減免できるよう減免対象を追加するもの

(4) 令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例及び基準の特例の新設

第1号保険料の標準段階を判定する際に、令和7年度税制改正の影響により第1号保険料の標準段階が変わりうる第1号被保険者については令和7年度見直し前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課せられていない者の基準の特例を設けるもの

ウ 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(10) 議案第 23 号 広陵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
ア 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）別表第 4 イ公安職俸給表（一）及び扶養手当に係る経過措置が令和 8 年 3 月 31 日に終了することに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改正され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることを受け、所要の改正を行うもの

イ 改正内容

(7) 消防作業従事者等の補償基礎額の改正

消防作業従事者等の補償基礎額について改正を行うもの

最低額	最高額
10,000 (9,700)	15,000 (14,500)

※（ ）内は改正前の補償基礎額

(イ) 扶養に係る補償基礎額の加算額の改正

扶養に係る補償基礎額の加算額について、配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の扶養に係る補償基礎額の加算を廃止するとともに、22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子の扶養に係る補償基礎額の加算額を「383 円」から「433 円」に引き上げるもの

(ウ) 非常勤消防団員等の補償基礎額の改正

非常勤消防団員等の補償基礎額について改正を行うもの

(単位：円)

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	13,340 (12,900)	14,170 (13,700)	15,000 (14,500)
分団長及び副分団長	11,670 (11,300)	12,500 (12,100)	13,340 (12,900)
班長及び団員	10,000 (9,700)	10,840 (10,500)	11,670 (11,300)

※（ ）内は改正前の補償基礎額

ウ 施行期日等

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(※経過措置に関する規定あり。)

(11) 議案第24号 令和7年度広陵町一般会計補正予算(第13号)

・補正額 $\Delta 453,765$ 千円(補正後 $17,653,636$ 千円)

<増減内訳>

・増額補正 $97,835$ 千円

・減額補正 $\Delta 551,600$ 千円

・主な補正の内容

<主な増額補正>

・歳入	地方交付税	225,357千円
	社会福祉費負担金(国庫)	22,500千円
	社会福祉費負担金(県費)	11,250千円
	町債(社会教育債)	48,400千円
・歳出	福祉給付費等	45,000千円
	学童保育運営委託料	3,762千円
	農地整備事業負担金	2,637千円
	東部地区農業研修センター 建替工事設計等委託料	2,360千円
	財政調整基金積立金	35,492千円

<主な減額補正>

・歳入・歳出

補助内示落ち、事業規模の縮小、入札等により安価となったもの等による減額補正

・その他

繰越明許費補正(追加)

債務負担行為補正(変更)

地方債補正(追加及び変更)

(12) 議案第25号 令和7年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

・補正額 $\Delta 6,023$ 千円(補正後 $3,413,457$ 千円)

<増減内訳>

・増額補正 $21,864$ 千円

・減額補正 $\Delta 27,887$ 千円

・主な補正の内容

<主な増額補正>

・歳出	国民健康保険事業費納付金	21,864千円
-----	--------------	----------

<主な減額補正>

・歳出	システム改修委託料	6,023千円
-----	-----------	---------

- (13) 議案第26号 令和8年度広陵町一般会計予算
- ・ 予算規模 168億1,000万円
(前年度 163億1,000万円)
 - ・ 増減額 +5億円
 - ・ 前年度比 +3.1%
- (14) 議案第27号 令和8年度広陵町国民健康保険特別会計予算
- ・ 予算規模 34億6,950万円
(前年度 34億1,050万円)
 - ・ 増減額 +5,900万円
 - ・ 前年度比 +1.7%
- (15) 議案第28号 令和8年度広陵町後期高齢者医療特別会計予算
- ・ 予算規模 7億4,610万円
(前年度 6億6,860万円)
 - ・ 増減額 +7,750万円
 - ・ 前年度比 +11.6%
- (16) 議案第29号 令和8年度広陵町介護保険特別会計予算
- ・ 予算規模 31億 596万4千円
(前年度 29億1,535万7千円)
 - ・ 増減額 +1億9,060万7千円
 - ・ 前年度比 +6.5%
- (17) 議案第30号 令和8年度広陵町墓地事業特別会計予算
- ・ 予算規模 1,660万円
(前年度 2,000万円)
 - ・ 増減額 △340万円
 - ・ 前年度比 △17.0%
- (18) 議案第31号 令和8年度広陵町学校給食特別会計予算
- ・ 予算規模 4億1,230万円
(前年度 3億6,940万円)
 - ・ 増減額 +4,290万円
 - ・ 前年度比 △11.6%

(19) 議案第32号 令和8年度下水道事業会計

○収益的支出

・ 予算規模	11億7,663万7千円
（前年度	10億7,882万6千円)
・ 増減額	+9,781万1千円
・ 前年度比	+9.1%

○資本的支出

・ 予算規模	8億6,868万4千円
（前年度	8億1,323万6千円)
・ 増減額	+9,781万1千円
・ 前年度比	+6.8%

(20) 議案第33号 第5次広陵町総合計画中期基本計画を定めることについて

令和4年度から令和15年度までの12年間を計画期間とする第5次広陵町総合計画の基本構想で掲げるまちの将来像「be Happy～未来につながるまち 広陵～」の実現のため、町長のマニフェスト等を踏まえ、重点プロジェクト及び分野別計画を改訂した中期基本計画を定めるもの

(21) 議案第34号 広陵町こども計画を定めることについて

本町ではこれまで、子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育や相談支援などの施策を推進してきた。一方、少子化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化により、子育て不安、孤立、児童虐待、不登校、貧困などの課題が深刻化している状況をうけ、国ではこども基本法及びこども大綱が策定されたところ。本町においても、子育て支援に加え、子ども・若者施策を含む総合計画として「広陵町こども計画」を定めるもの